

# 第3章 ごみ処理基本計画

## 第1節 ごみ排出量等の予測

本市における将来人口及びごみ量の予測は、将来人口については過去10年間、ごみ量については過去4年間の実績値をもとに行います。

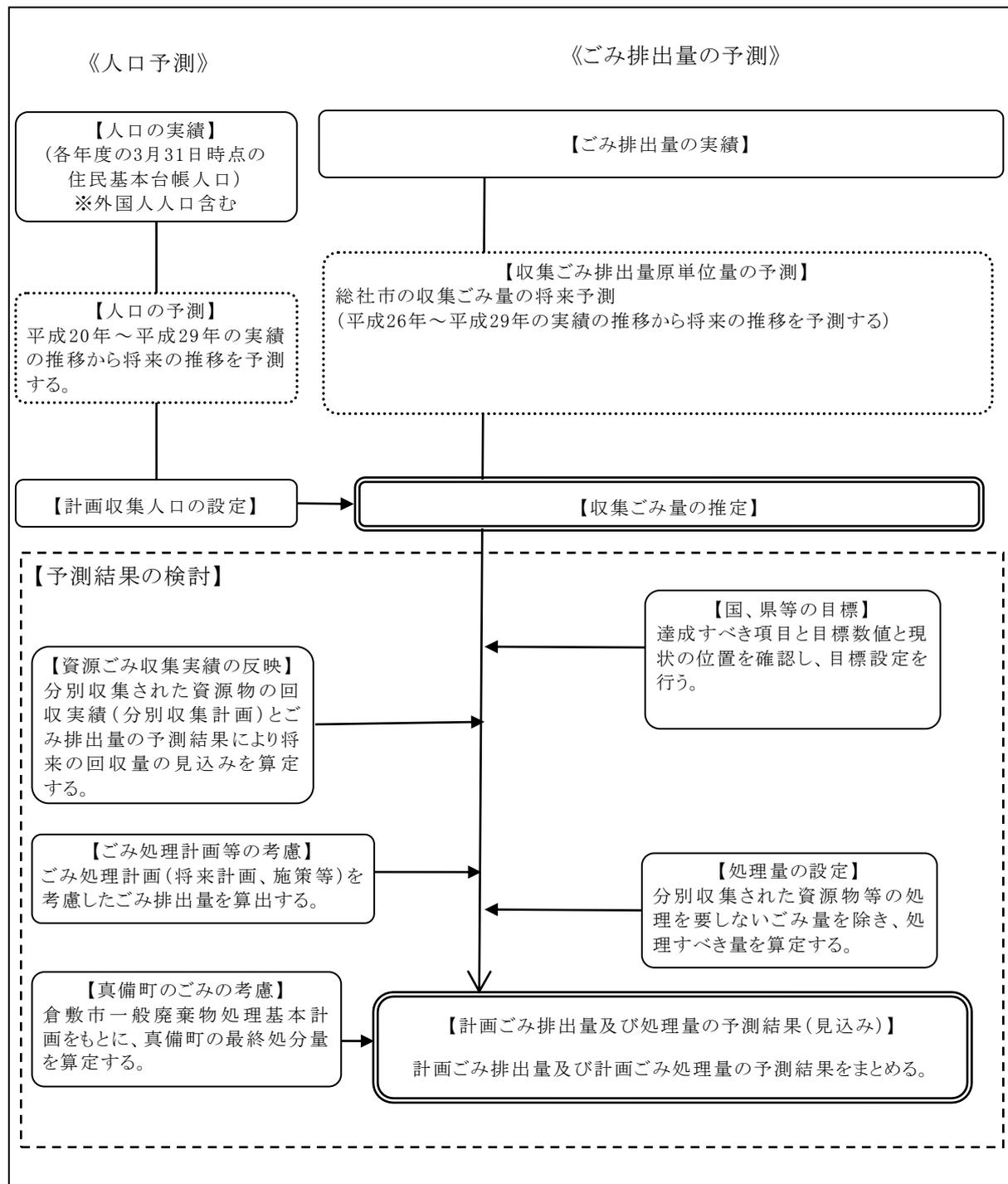


図2-3-1 ごみ排出量の予測手順

## 1. 将来人口の予測

本市の人口は過去10年間で概ね増加傾向にあります。また、本市の第2次総社市総合計画（平成28年3月）において、保健・医療・福祉に関する施策の充実、子育て支援策の展開、就業の場の確保、UJIターンの支援等、定住につながる施策を積極的に進めていくことから、将来人口は増加の目標をたてていることを考慮し、増加傾向の予測式を採用しています。

表 2-3-1 人口（実績及び将来予測）

項目	実績										予測	
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成32	平成37
人口 (人)	68,065	67,834	67,306	67,580	67,577	67,731	67,820	67,912	68,237	68,537	68,880	69,000

※人口予測値は、第2次総社市総合計画による

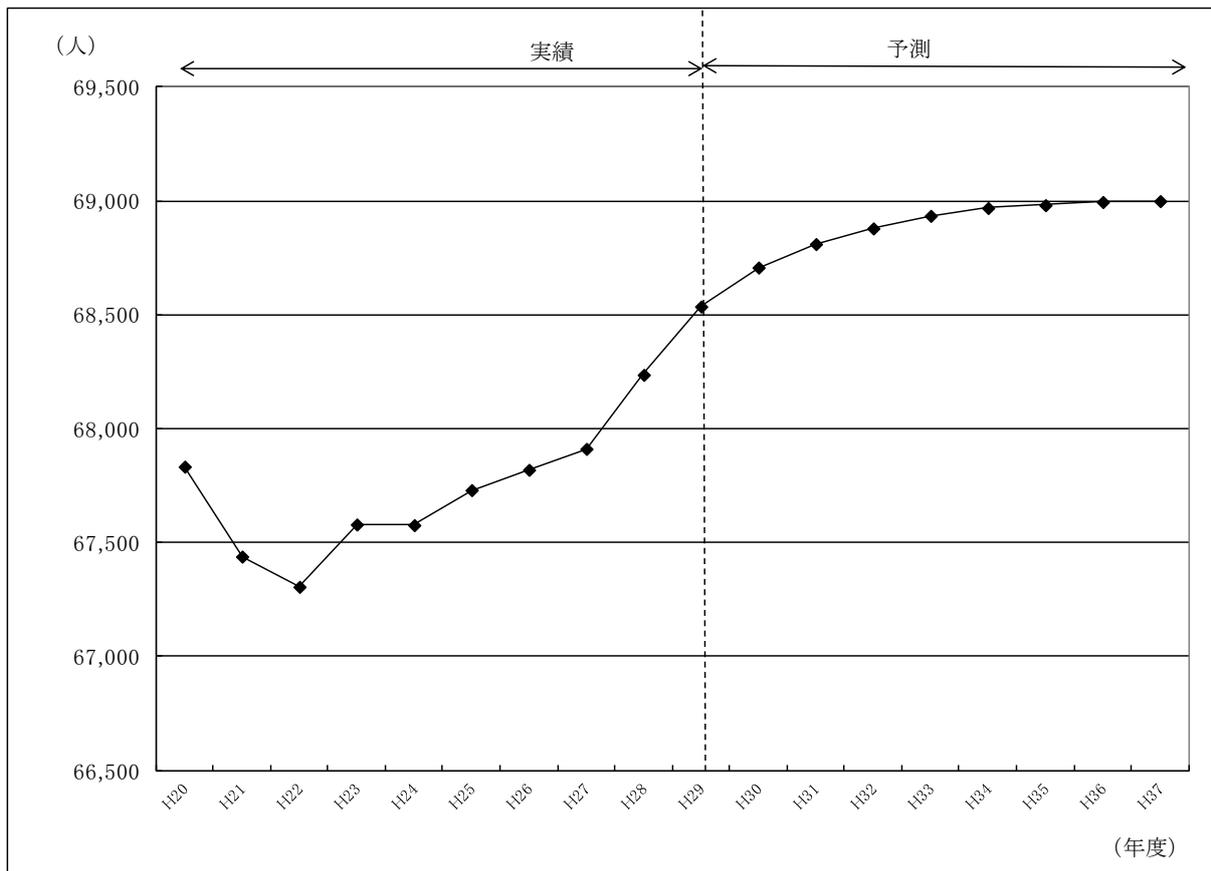


図 2-3-2 将来人口の予測

## 2. ごみ排出量の予測

## (1) ごみ量予測について

ごみ量の将来値は、平成26年度から平成29年度の実績の推移傾向から予測します。

家庭系ごみと事業系ごみに分類後、可燃ごみ及び不燃ごみ等の種類別、さらに委託収集、直接搬入等に分けて予測を行います。

また、将来のごみ発生量及び処理量は、それらの数値を積み上げた数値に資するものとなります。

表 2-3-2 ごみ量の予測項目

項目		収集方法			原単位
		委託収集	直接搬入	許可収集	
家庭系ごみ	可燃ごみ	○	○		g/人・日
	可燃粗大ごみ		○		
	不燃粗大ごみ	○	○		
	不燃ごみ	○	○		
	資源物（空缶）	○	○		
	資源物（空きびん）	○	○		
	資源物（ペットボトル）	○	○		
	資源物（トレイ・古布）	○	○		
	資源物（古紙類）	○	○		
	蛍光管	○	○		
事業系ごみ	可燃ごみ		○	○	t/日
	可燃粗大ごみ		○	○	
	不燃粗大ごみ		○	○	
	不燃ごみ		○	○	
	資源物（空びん）		○	○	
	資源物（古紙類）		○	○	
集団回収量					g/人・日

(2) ごみ量予測（現状推移）

現状の施策を継続実施した場合のごみ量の予測を以下に示します。

表 2-3-3 ごみ量の将来予測（現状継続）

区分		中間目標年度		実績	最終目標年度		
		平成27年度 (目標値)	平成27年度 (実績)	平成29年度	平成35年度		
人口(人)		68,317	67,912	68,537	68,982		
年間日数(日)		366	366	365	366		
ごみ 排出量	家庭系 ごみ	可燃ごみ(t/年)	13,302	11,870	11,446	11,446	
		粗大ごみ(t/年)	可燃粗大ごみ	670	610	539	539
			不燃粗大ごみ	255	297	280	280
			不燃ごみ(t/年)	402	387	368	368
		小計(t/年)	14,629	13,164	12,632	12,632	
		資源ごみ(t/年)	2,018	1,223	1,127	1,127	
	事業系 ごみ	可燃ごみ(t/年)	6,193	8,574	9,263	9,307	
		粗大ごみ(t/年)	可燃粗大ごみ	264	291	327	337
			不燃粗大ごみ	73	46	57	56
			不燃ごみ(t/年)	121	141	130	136
		小計(t/年)	6,650	9,051	9,777	9,836	
		資源ごみ(t/年)	4	4	1	2	
	合計(t/年)		23,301	23,442	23,538	23,597	
	発生量	集団回収(t/年)	1,884	1,419	1,230	1,223	
総排出量(t/年)		25,184	24,861	24,768	24,820		
その他(がれき類、土砂類)(t/年)		3,542	1,260	1,283	1,275		

※端数処理により、合計値が合わない場合がある。

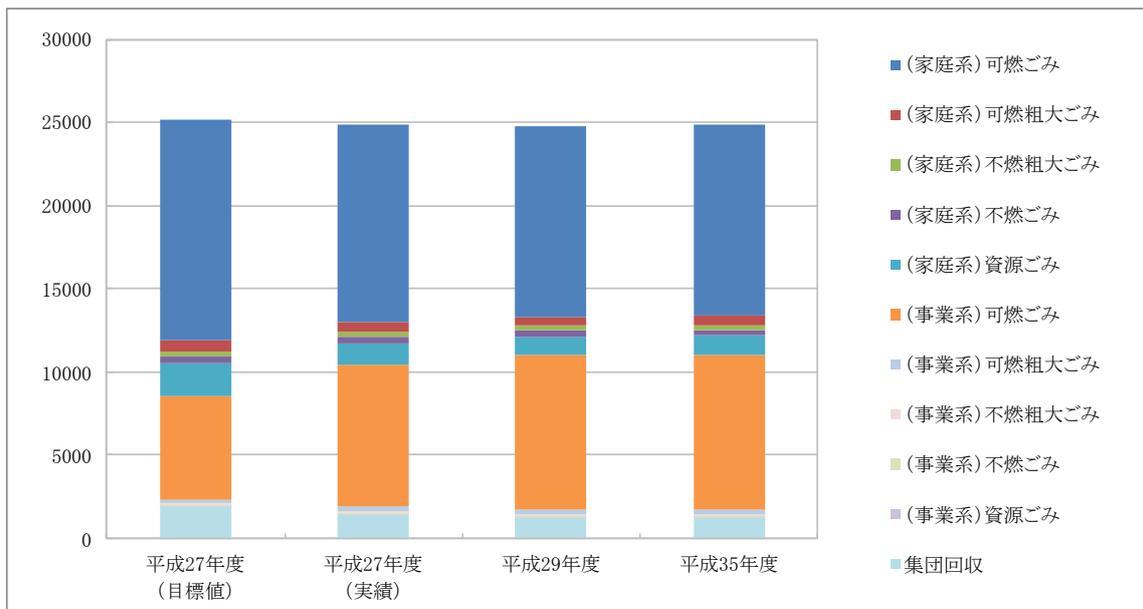


図 2-3-3 ごみ量の将来予測（現状継続）

## 第2節 目標設定

### 1. 減量化及び資源化に係る数値目標

国は、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目的とした循環を基調とする社会経済システムの実現及び廃棄物問題の解決のため、「第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年）」を定め、その中で減量化等の数値目標を設定しています。

一方、県では「循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築」及び「廃棄物の削減による環境への負荷の低減」の実現のため、「第4次岡山県廃棄物処理計画（平成29年）」を策定し、廃棄物の減量化とリサイクル等の目標を設定しています。

国及び県の減量化等の目標を以下に示します。

表 2-3-4 国及び県の減量化及び資源化に係る数値目標

区 分	国 「第四次循環型社会形成推進基本計画」 (平成30年)	県 「第4次岡山県廃棄物処理計画」 (平成29年)
目標年	2025年度	平成32年(2020年)度
基準年	平成20年度	平成26年度
減量化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1人1日あたりのごみ排出量(計画収集量、直接搬入量、集団回収量、事業系を含む)を約850gとする。</li> <li>●家庭系ごみ:1人1日あたりの排出量を約440gとする。(集団回収量、資源ごみ等を除く)</li> <li>●事業系ごみ:排出量を約1,100万tとする。(平成22年度実績から約15%減)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●:1人1日あたりのごみ総排出量(計画収集量、直接搬入量、集団回収量、事業系を含む)を935gとする。</li> <li>●家庭系ごみ:1人1日あたりの排出量を500gとする。(集団回収量、資源ごみ等を除く)</li> </ul>
リサイクル率	-	平成32年度 32.7% (平成26年度 29.5%)
最終処分量	2025年度 77%削減 (平成20年度比)	平成32年度 86.5t/日 (平成26年度 100.7t/日)

## 2. 数値目標との比較

本市の現在のごみ排出、処理状況と国及び県との数値目標を比較することで、目標値との乖離を把握し、実現可能な減量、資源化目標を定めるものとします。

表 2-3-5 国及び県との数値目標との乖離状況

項目	実績					将来予測 (現状施策の継続)		国・県の目標を 達成した場合の数値	
	平成20 (参考)	平成26	平成27	平成28	平成29	平成32	平成37	平成37(国)	平成32(県)
総排出量(t)	25,011	24,521	24,863	24,634	24,768	24,794	24,818	18,758	—
1人1日総排出量(g)	1,010	991	1,000	989	990	986	985	850	935
排出量(t)	23,263	23,012	23,442	23,313	23,538	23,568	23,598	—	—
1人1日排出量(g)	940	930	943	936	941	937	937	—	—
1人1日家庭系ごみ (集団回収量、資源ごみ 等を除く)(g)	576	530	530	503	505	502	502	440	500
事業系ごみ量(t)	7,181	8,620	9,051	9,633	9,777	9,807	9,836	7,731	—
リサイクル率	16.6%	13.9%	13.1%	12.4%	11.9%	12.5%	12.4%	—	32.7%
最終処分量(t)	6,093	3,919	4,073	4,496	4,014	4,014	4,014	1,401	4,213

- ・総排出量：家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収量の総量（資源ごみを含む）
- ・排出量：総排出量から集団回収量を除いたもの（資源ごみを含む）
- ・事業系ごみ量：事業所から排出されたごみ量（資源ごみを除く）
- ・リサイクル率：（資源化量＋集団回収量）／総排出量
- ・最終処分量：焼却残さ＋焼却不適物＋直接埋立量＋破碎残さ（真備町分を除く）

第四次循環型社会形成推進基本計画目標との比較

家庭ごみの排出量は減少傾向にあります。事業系ごみの排出量が増加傾向にあるため、一層の削減が必要となります。最終処分量についても、現状の施策を継続実施する場合、削減目標の達成は難しい状況です。

図 2-3-4 第四次循環型社会形成推進基本計画目標との比較

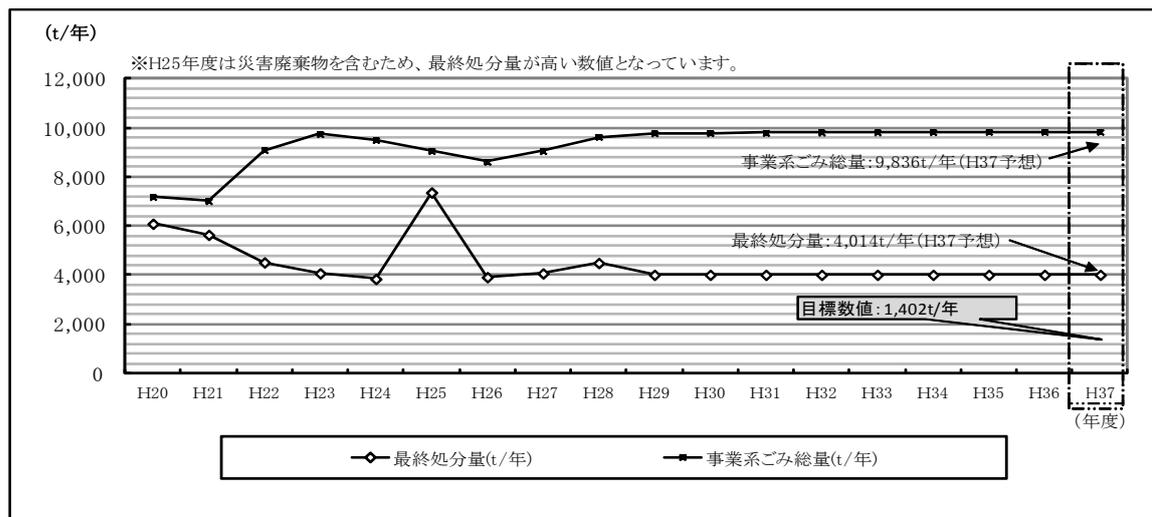
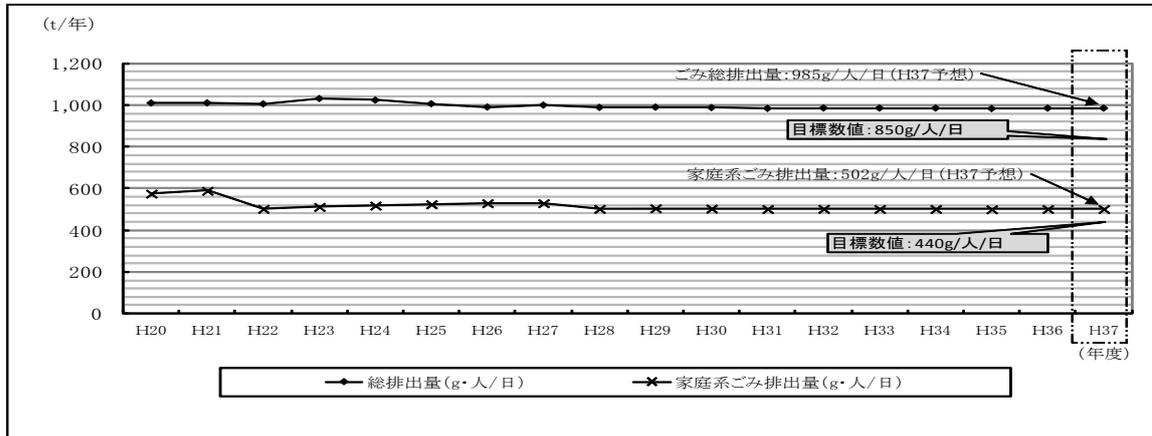


表 2-3-7 国の数値目標との比較

項目	基準年度の実績値	現状施策継続の場合の将来予測値 (市)	達成すべき目標数値 (国)
年度	平成20	平成37	平成37
1人1日あたりのごみ総排出量 (g)	1,010	985	850
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 (g)	576	502	440
事業系ごみ総量 (t)	7,181	9,836	-
最終処分量 (t)	6,094	4,014	1,402

(1) 第4次岡山県廃棄物処理計画目標との比較

最終処分量と1人1日あたりのごみの総排出量は増加傾向にあり、リサイクル率についても、近年は低い水準にとどまっているため、達成は難しい状況です。

図 2-3-5 第4次岡山県廃棄物処理計画目標との比較

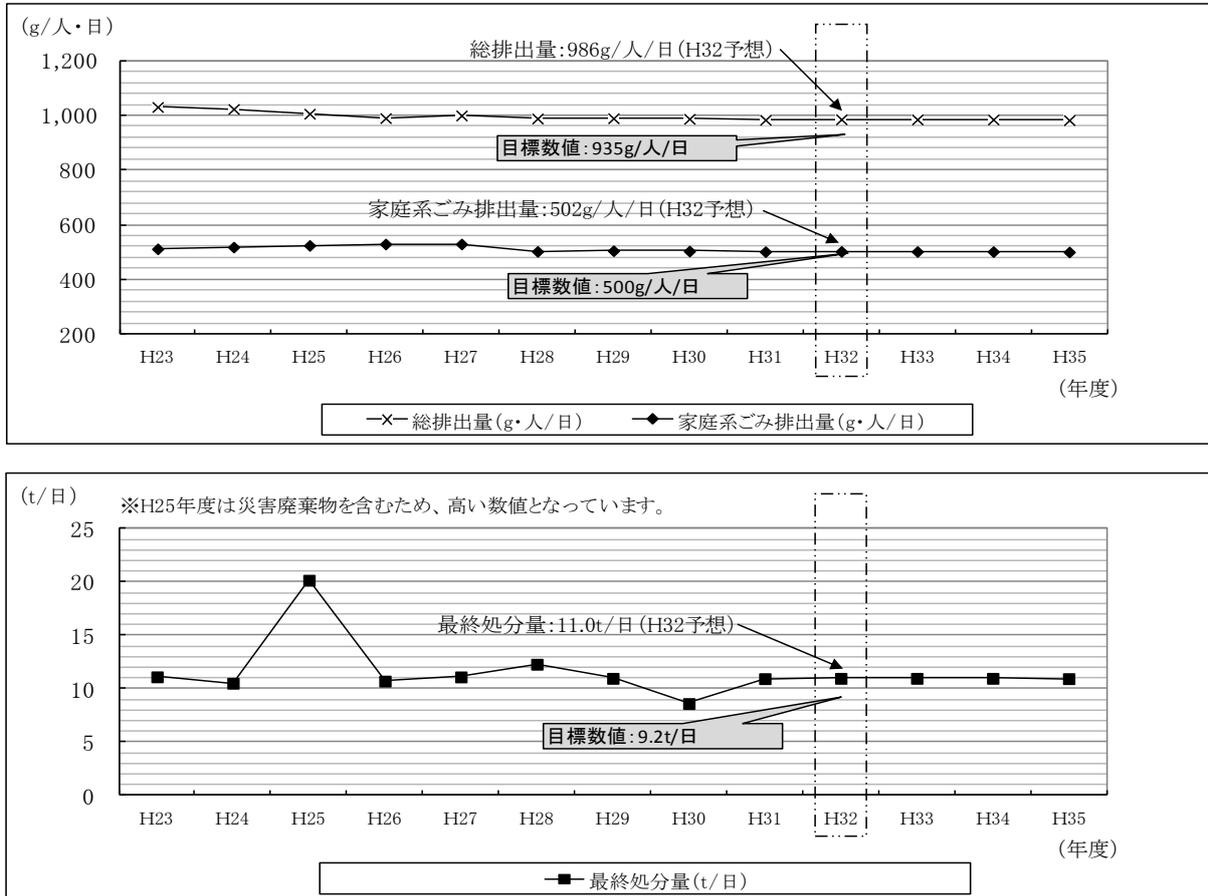


表 2-3-8 県との数値目標との比較

項目	基準年度の実績値	現状施策継続の場合の将来予測値 (市)	目標年度に達成すべき数値 (県)
年度	平成 2 6	平成 3 2	平成 3 2
1人1日あたりのごみ総排出量 (g)	939	986	935
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 (g)	530	502	500
1日あたりの最終処分量 (t)	10.7	11.0	9.2
リサイクル率 (%)	14.6	13.1	32.7

### 3. 中間目標の達成状況と最終目標設定

目標設定における基本的な考え方を以下に示します。

本市では、既にごみ袋の有料化（変動相場制）や生ごみ処理機の購入費用助成、雑がみの回収等、ごみの減量化等に取り組んでいます。

しかし、本市のごみ排出・処理状況と国及び県の目標値を比較した結果、リサイクル率の向上、最終処分量および事業系ごみの低減が特に求められ、本市の人口が増加傾向と予想されることを考慮すると、一人あたりのごみ総量の削減に向けて一層の努力が必要となります。

本市では、生ごみやプラスチック類の分別収集等、大幅な分別区分の変更は現段階では困難な状況であること等を踏まえ、下記に示す観点から4Rの推進に寄与していくことを基本的な考え方とします。

- ・ 現在の分別区分における市民協力度の向上
- ・ 集団回収量の増加
- ・ 民間事業所によるリサイクルルートの拡大
- ・ ごみの減量、資源化のさらなる推進
- ・ マイバック運動の推進（市民の意識改革）等

前頁の考え方にに基づき、ごみの減量化、資源化の向上、最終処分量の低減を図る中で、本計画における数値目標を以下に示します。

表 2-3-9 本計画における数値目標

#### ◆ごみの総排出量（家庭系・事業系ごみ）

- ・ 1人1日あたりのごみ総排出量（集団回収及び資源ごみを含む）は、平成35年度までに、960gとすることを目標とする。

※一人1日あたりの総排出量＝総排出量（がれき等を除く）÷人口÷年間日数

- ・ 1人1日あたりの家庭系ごみ（資源ごみを除く）排出量は、平成35年度までに、490gとすることを目標とする。

※1人1日あたりの家庭系ごみ排出量＝家庭系ごみ排出量÷人口÷年間日数

- ・ 1事業1日あたりの事業系ごみ（資源ごみを除く）の排出量は、平成35年度までに、12.7kgとすることを目標とする。

※平成35年時点の事業所数は、総社市統計資料を参考に、2040と推計

#### ◆リサイクル率◆

リサイクル率（総排出量に対する資源化量及び集団回収量）を、平成35年度までに13.5%以上とすることを目標とする。

※リサイクル率＝（資源回収量＋中間処理後の資源化量）÷ごみ総排出量

#### ◆最終処分量◆

最終処分量は、平成35年度までに、1日あたり10.7tとすることを目標とする。

※最終処分量＝焼却残さ＋焼却不適物＋直接埋立量＋破碎残さ（真備町分を除く）

本計画における数値目標の一覧

	平成 20	平成 27	平成 35 (現状継続)	平成 35 (目標値)
ごみ総排出量(t/年)	25,010	24,863	24,820	24,238
1人1日あたりの 総排出量(g)	1,010	1,000	983	960
家庭系ごみ量(t/年)	14,252	13,164	12,632	12,371
1人1日あたりの 家庭系ごみ量(g)	576	530	500	490
事業系ごみ量(t/年)	7,181	9,051	9,836	9,344
1事業所1日あたりの 事業系ごみ量(kg)	9.4	12.0	13.2	12.7
リサイクル率(%)	16.6	13.1	12.4	13.5
最終処分量 (t/日)	16.6	11.1	10.9	10.7

- ・ごみ総排出量：家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収量の総量（資源ごみを含む）
- ・家庭系ごみ量：家庭から排出されたごみ量（資源ごみを除く）
- ・1人1日あたりの家庭系ごみ量：（家庭系ごみ合計量－家庭系資源ごみ量）/人口/日数
- ・事業系ごみ量：事業所から排出されたごみ量（資源ごみを除く）
- ・1事業所1日あたりの事業系ごみ量：事業所数は下記のとおり推計。

H 1 3	H 1 8	H 2 0	H 2 4	H 2 7	H 3 2	H 3 5
2,315	2,095	2,092	2,066	2,054	2,042	2,040

※平成13年、18年、24年の総社市統計資料の数値をもとに推計

- ・リサイクル率：（資源化量＋集団回収量）/総排出量
- ・最終処分量：焼却残さ＋焼却不適物＋直接埋立量＋破碎残さ（真備町分を除く）

### 目標を達成した場合のごみ排出量

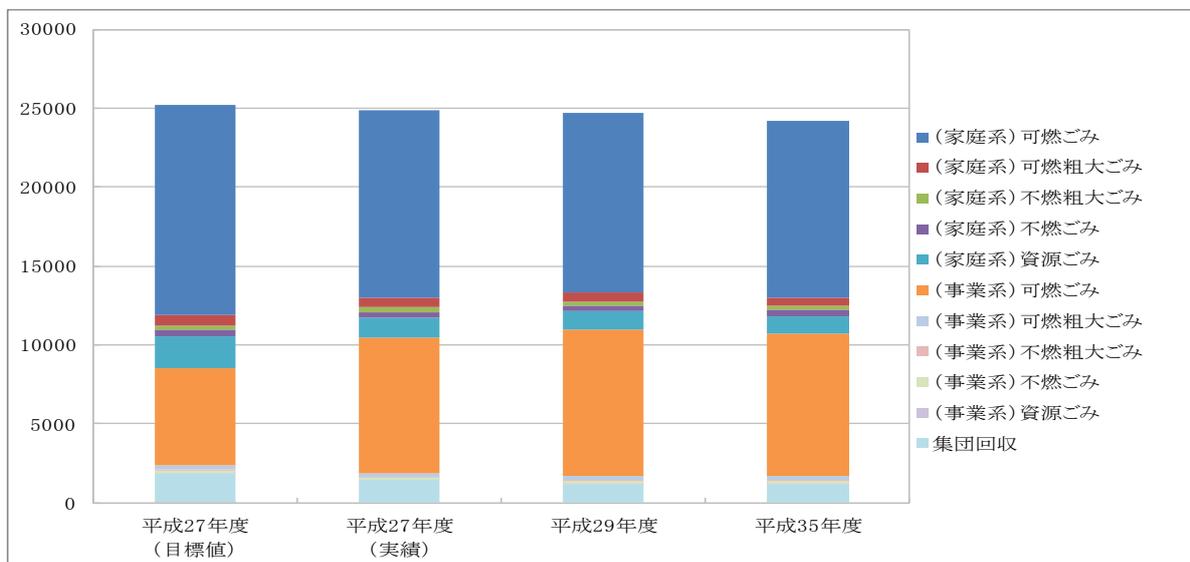
「3. 目標設定」において設定した目標を達成した場合のごみ排出量を以下に示します。  
 減量化目標が達成された場合、本市では、平成35年度に総排出量が24,223t、  
 1人1日当たりのごみ総排出量が960gとなります。

表 2-3-10 本計画における数値目標（減量化、資源化後）

区分		中間目標年度		実績 平成29年度	最終目標年度 平成35年度		
		平成27年度 (目標値)	平成27年度 (実績)				
人口(人)		68,317	67,912	68,537	68,982		
年間日数(日)		366	366	365	366		
ごみ排出量	家庭系ごみ	可燃ごみ(t/年)	13,302	11,870	11,446	11,217	
		粗大ごみ(t/年)	可燃粗大ごみ	925	907	819	803
			不燃粗大ごみ	670	610	539	528
			不燃粗大ごみ	255	297	280	274
			不燃ごみ(t/年)	402	387	368	361
		小計(t/年)	14,629	13,164	12,632	12,380	
	資源ごみ(t/年)	2,018	1,223	1,127	1,127		
	事業系ごみ	可燃ごみ(t/年)	6,193	8,574	9,263	9,003	
		粗大ごみ(t/年)	可燃粗大ごみ	337	336	384	373
			可燃粗大ごみ	264	291	327	317
			不燃粗大ごみ	73	46	57	55
		不燃ごみ(t/年)	121	141	130	127	
		小計(t/年)	6,650	9,051	9,777	9,502	
	資源ごみ(t/年)	4	4	1	2		
合計(t/年)		23,301	23,442	23,538	23,011		
発生量	集団回収(t/年)	1,884	1,419	1,230	1,212		
	総排出量(t/年)	25,184	24,861	24,768	24,223		
	その他(がれき類、土砂類)(t/年)	3,542	1,260	1,283	1,250		

※端数処理により、合計値が合わない場合がある。

図 2-3-10 本計画における数値目標のグラフ（減量化、資源化後）



## 第3節 ごみ処理基本計画

### 1. ごみの排出抑制のための方策に関する事項

ごみの減量目標を達成するため、行政、市民、事業者それぞれが実施すべき方策を示し、一人一人の意識改革と行動により、循環型社会の形成を図ります。

#### (1) 行政における方策

本市には、市民及び事業者が協働して取り組みを実施していくためのコーディネーターとしての役割を果たすことが求められています。また、関係団体と連携して、市民や事業者等への各種啓発活動を実施し、環境への意識の強化を図っていきます。

以下に、具体的な方策を示します。

#### ① 教育・啓発活動の充実

本市では、これまでごみの発生抑制・再使用を推進するため、下記の環境教育、普及啓発、助成制度を実施してきましたが、今後もこれを継続・強化していきます。

##### ○環境教育

- ・市内の小学校で実施しているごみ減量やリサイクルについての環境教育を継続・強化します。
- ・ごみの減量やリサイクルを目的とした環境講演会を年に1回開催します。
- ・ごみ減量とリサイクル、及び、家庭でできる生ごみ堆肥化等をテーマとした生涯学習まちづくり出前講座を引き続き活用します。

##### ○普及啓発

- ・市内の小学校3年生から中学生までを対象にしたごみ減量・リサイクル推進ポスターコンクールの実施を継続します。

##### ○助成

- ・市内の小学校を対象に、総社市ごみ減量化作戦連合協議会の協力のもと、環境教育事業の補助金として1校当たり10万円を助成します。

#### ② ごみ処理手数料の徴収

長期的な視野の中でのごみの減量化・資源化の促進、経費負担の公平性の確保、コスト意識の高揚等を図るため、平成18年4月から家庭ごみの収集有料化を、平成22年からごみ袋料金の変動相場制を開始しました。今後も、ごみ減量の効果を確認しつつ、料金を約3年ごとに見直していきます。

平成30年6月現在の料金は、以下のとおりです。

##### ◇指定ごみ袋（可燃・不燃共通）

45ℓ/23円、30ℓ/14円、20ℓ/9円、10ℓ/5円

##### ◇粗大ごみ処理券（品目・重量ごとに料金を設定）

200円、600円、1000円

**③ 一般廃棄物の多量排出事業者に対する減量化指導の徹底**

排出量が増加傾向にある事業系一般廃棄物は、家庭ごみの分別区分に準じた処理を行う一方、多量排出者に対し、減量に向けた訪問活動・資料提供を行います。

また、減量に向けた取り組みの立案とともに、事業所に対し、ごみの減量・資源化を積極的に行うよう、広報紙やホームページ等により啓発活動を行っていきます。

**④ 飲食品容器、包装廃棄物等の排出抑制**

飲食品の包装に多く使われている雑がみを回収する主体者として、総社市ごみ減量化作戦連合協議会が活動しています。

また、マイバッグ運動等レジ袋の削減に向けた活動を推進・強化するとともに、使い捨て商品等の購入抑制を住民に呼び掛け、「ごみになるものを買わない意識」の高揚を図ります。

**⑤ 庁用品、公共関与事業における再生品の使用促進等**

庁内および公共施設等において、自ら積極的な再生品利用を進めるとともに、市民及び事業者に対して、再生品についての情報提供を行います。

**(2) 市民における方策**

市民は、自らが排出者であることを自覚するとともに、従来の大量購入・大量消費から脱却した新たなライフスタイルへの変換を進めていく必要があります。

具体的な方策を以下に示します。

**① 住民団体による集団回収の促進等**

平成元年から実施している資源ごみの集団回収に対する報奨金制度（1 kg あたり 8 円）の継続・強化により、集団回収を促進します。

**② 厨芥類のコンポスト化等**

平成13年度から実施しているEMボカシの無料配付を今後も継続することで、各家庭における生ごみの堆肥化を進めます。また、生ごみ処理容器設置補助の制度により、生ごみ自体の排出を抑制します。

**③ マイバッグ運動等の推進**

マイバッグ運動等のレジ袋削減対策への協力により、使い捨て商品の購入抑制につなげ、「ごみになるものを買わない意識」の高揚を図ります。

#### ④ 再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

再生品利用促進のために提供された情報や活動拠点の場を活用し、割り箸や紙皿等、使い捨て製品の購入を控え、繰り返し使用できるもの（詰め替え商品、リユースカップ等）を積極的に利用することで、使い捨て製品の使用を抑制していきます。

### （3）事業者における方策

事業者には、排出者責任や拡大生産者責任を踏まえ、4Rや適正処分への取り組み及び消費者との情報ネットワーク構築、情報公開等の推進が求められています。特に、生産者は、拡大生産者責任の理念により、製品製造の際、廃棄段階まで考慮した製品開発等への配慮も期待されています。以下に具体的な方策を示します。

#### ① 発生源における排出抑制

事業者は、拡大生産者責任の観点から、製品の設計段階のみならず、処理・処分まで含めたりサイクルを考慮し、より環境負荷が少ない製品開発を心がけます。

また、紙ごみの削減のため、文書の再使用や電子化（ペーパーレス）を進めます。

#### ② 過剰包装の抑制

販売業者は、レジ袋やトレイ、過剰包装の削減に努めます。

#### ③ 流通包装廃棄物の排出抑制

流通業者は、段ボール箱の削減、通い箱の使用、包装廃棄物の削減等、“もの”の排出抑制に努めます。

#### ④ 使い捨て容器の使用抑制と製造・流通事業者による自主回収・資源化の推進

事業者は、容器包装リサイクル法・家電リサイクル法・食品リサイクル法等のリサイクル法の適切な運用を図り、“もの”の資源化を促進します。また、資源回収ボックスを設置する等、資源回収システムを確立し、ごみの資源化を推進します。

#### ⑤ 再生品の使用促進等

事業者は、再使用のための情報交換ネットワークの形成を図り、不用品交換事業等のシステムづくりを行い、再生品の使用を促進します。

#### ⑥ 食品ロスの削減

食べられる食品を廃棄する「食品ロス」削減に向け、売れ残りを減らす販売方法の工夫に努めるほか、『おかやま3010運動』の協力を利用客に呼びかけます。

また、過剰在庫品等を福祉施設等に提供する『フードバンク活動』に協力します。

## 2. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

本市では、平成9年施行の「容器包装リサイクル法」に合わせ、4種分別、実質15種類の分別収集を開始しました。その後、平成12年から「白色トレイ」の資源ごみ回収を、平成15年から「古布」の資源ごみ回収を、平成19年から「可燃性粗大ごみの戸別収集」を、平成29年10月からは「蛍光管の拠点回収」を実施しています。

今後も、この分別区分を継続していきますが、家庭や事業所から排出される段階で再生利用に配慮した分別収集ができるよう、分別区分の検討を行います。

表 2-3-11 ごみの分別区分と種類

4種分別	18種類
燃やせるごみ	①燃やせるごみ
燃やせないごみ	②燃やせないごみ
粗大ごみ	③可燃性粗大ごみ、④不燃性粗大ごみ
資源ごみ	⑤乾電池、⑥体温計、空きびん（飲食品用）「⑦無色、⑧茶色、⑨その他」、古紙（⑩新聞紙・広告、⑪雑誌・紙箱・包装紙・メモ紙、⑫段ボール、⑬牛乳パック）、⑭空き缶（飲食品用）「アルミ・スチール製」、⑮ペットボトル（飲食品用）、⑯白色トレイ、⑰古布、⑱蛍光管

## 3. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

本市の地域特性に適した排出抑制、資源化・減量化計画を考慮した収集・運搬計画、中間処理計画、最終処分計画を立案します。

### （1）収集・運搬計画

#### ① 収集・運搬体制

収集運搬については当面は現行の体制を継続しますが、少子高齢化社会の到来に先立ち、市民サービスの拡充について検討していきます。

ごみ集積所は、各地域の市民が利用するため、各地域で異なるごみ集積所の管理基準を明確化し、地域における生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めます。

また、開発によるごみ集積所の新規設置について、地域との共存を図り、収集効率を考慮した適正なあり方に誘導するよう努めます。

#### ② 収集車両による環境負荷低減・低公害車の促進

低公害車の導入等、収集車両による環境負荷低減について調査・研究を進めます。

## ③ 高齢者等に配慮した収集・運搬の促進

地域のごみ集積所へのごみ排出が困難な高齢者や障がい者に対しては、お助け隊に代表される地域ぐるみの活動をはじめ、実情に配慮した収集・運搬について調査・研究を進めます。

## (2) 中間処理（再生を含む）計画

中間処理について、当面は現行の体制を継続していきますが、今後、中間処理の計画を策定するにあたっては、「新岡山県ごみ処理広域化計画」で示されている倉敷ブロックでの広域処理を念頭において検討していく必要があります。

## ① 中間処理に関する基本方針

現況において、運転管理状況は順調であり、今後、発生・排出抑制を一層推進するとともに、現有の中間処理施設を適正に維持管理し、法令等に定める基準を遵守しつつ、資源の循環に資するよう安全かつ安定した施設運営を継続していきます。

## ② ごみの種類別の中間処理の方法と量

ごみの種類別の中間処理の方法と実績量、予測量を示します。

表 2-3-12 ごみの種類別の中間処理の方法と量

項目		処理方法		処理施設等	平成 27 年度 処理実績 量(t)	平成 35 年 度計画処理 量(t)
		(一次)	(二次)			
大区分・中区分						
可燃ごみ		焼却	埋立	吉備路クリーンセンター（焼却施設）	20,444	20,708
不燃ごみ		破碎、選別、圧縮	リサイクル、埋立、焼却	吉備路クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）	528	504
粗大ごみ	可燃性	破碎、焼却	リサイクル、埋立		901	875
	不燃性	破碎、選別	リサイクル、埋立、焼却		343	336
資源ごみ	空きびん	保管	リサイクル	吉備路クリーンセンター（ストックヤード・カレットヤード）	334	335
	空き缶	選別・圧縮	リサイクル		82	82
	ペットボトル	選別・圧縮	リサイクル		68	68
	トレイ・古布	保管			103	103
	古紙	保管			640	641
	乾電池・体温計	保管	委託処理		民間施設(処理委託)	—

### ③ 可燃ごみ処理施設の整備内容の検討

可燃ごみを処理する施設は、現有施設の活用を基本としますが、将来の更新計画を定め、具体的な計画の立案を検討していきます。

### ④ 不燃ごみ処理施設の整備内容の検討

不燃ごみや粗大ごみ及び資源物を処理する施設についても、将来の更新計画を立案しつつ、現有施設の活用を基本とします。

また、循環型社会の形成を推進するためにも、不燃ごみ等から有価物の回収を進め、最終処分量の低減についても併せて検討していきます。

## (3) 最終処分計画

### ① 最終処分に関する基本方針

一般廃棄物最終処分場は供用開始から35年以上が経過しており、平成33年度には埋め立てを終了する予定です。平成28年度に完成した新一般廃棄物最終処分場は、現行と同様、吉備路クリーンセンターから排出される焼却残渣・破碎残渣も受け入れる計画であるため、施設規模はこれを見込むものとなっており、平成30年度から稼働しています。

本市では、引き続き、ごみの発生及び排出の抑制、資源化等の取り組みを通して、最終処分量の低減を図っていくものとします

また、宿ごみ埋立地と大谷廃棄物捨場は、今後適正に閉鎖・廃止します。

### ② 最終処分の方法と量

本計画における最終処分場の形式は、オープン型の一般廃棄物最終処分場として整備しました。埋め立て期間は、平成30年度から平成44年度までの15年間として計画しています。埋め立て対象物は、吉備路クリーンセンターから排出される焼却灰、焼却不適物、破碎残渣及びその他埋め立て物（がれき類・土砂等）です。

埋め立て容量は、約114,000m<sup>3</sup>であり、埋め立て処分容量の詳細を次項に示します。

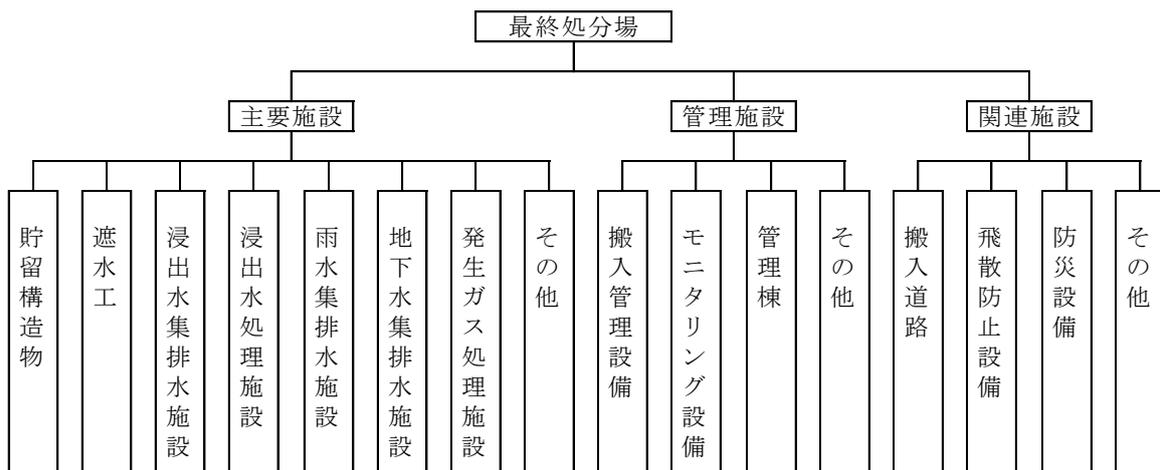
表 2-3-13 埋立処分容量

埋立対象物	市町村	埋立量 (t)	体積換算係数 (m <sup>3</sup> /t)	埋立処分容量 (m <sup>3</sup> )	備 考
		A	B	C=A×B	
焼却灰	総社市	20,411	1.00	20,411	
	真備町(倉敷市)	9,290	1.00	9,290	
焼却不適物	総社市	7,654	1.00	7,654	
	真備町(倉敷市)	3,070	1.00	3,070	
破碎残渣	総社市	7,127	1.00	7,127	
	真備町(倉敷市)	2,625	1.00	2,625	
その他埋立物 (がれき類・土砂類)	総社市	42,900	1.00	42,900	
小計	—	93,077	—	93,077	
覆 土	—	31,026	0.67	20,684	埋立量の1/3
合計	—	124,103	—	113,761	

③ 一般廃棄物最終処分場の整備内容

一般廃棄物最終処分場は生活環境の保全のため、浸出水の外部流出、地下水汚染、ごみの飛散、ガスの発生等を防止しながら、安全にごみを埋め立てていく必要があります。そのために、最終処分場を以下に示す諸施設で構成します。

また、最終処分場の諸施設は、相互に連動するため、最終処分場が効果的に機能するよう、全体を有機的に結合させる必要があります。



出典：厚生省水道環境部監修「廃棄物最終処分場指針解説」(社)全国都市清掃会議

図 2-3-6 最終処分場施設の構成 (陸上埋立)



② 再生利用品の需要拡大事業

本市は、再生品利用等のリサイクル活動に対して継続して協力・支援します。

③ 不法投棄対策

現在は、市職員及び業務委託による定期的なパトロールや看板の設置により、不法投棄の防止に努めています。

今後は、ごみの適正処理について市民及び事業者等に対し啓発を行うとともに、警察等の関連機関や市民、包括連携協力に関する協定を締結している市内郵便局と連携して不法投棄の監視体制を強化します。

④ 災害発生時の廃棄物処理方針

災害や事故の発生により、ごみの収集やごみ処理施設及び最終処分場等での処理が停滞することに備え、事業継続計画（BCP）の策定に努めます。また、周辺自治体との協力体制の構築を検討します。